

# 日本統計学会会報

号外 / 2002. 10. 18

発行——日本統計学会  
東京都港区南麻布4-6-7 統計数理研究所内  
〒106-8569 電話 03-3442-5801 fax 03-3442-5924  
編集責任—国友直人 理事長 藤澤洋徳 庶務理事  
山口和範 広報理事 宿久洋 広報理事  
振替口座—00190-2-61361  
銀行口座—みずほ銀行広尾支店普通1092212番

JAPAN STATISTICAL SOCIETY NEWS

## 選挙公示

平成14年10月18日

会員各位

日本統計学会選挙管理委員 加藤 剛  
金藤 浩司

日本統計学会が選定する日本学術会議第19期会員候補者の選挙を日本学術会議会員候補者選定規則に基づいて下記の要領で実施いたします。

### 記

1. 日本学術会議会員候補者の推薦に関する内規による会員候補者の推薦を11月15日締め切りで受けつける。
2. 平成14年11月下旬に会員候補者参照名簿と投票用紙を発送する。
3. 投票締め切りは平成14年12月15日とする。
4. 推薦に関する書類及び投票用紙の宛先

〒106-8569 東京都港区南麻布4-6-7  
統計数理研究所内  
日本統計学会 選挙管理委員会

上記の通り日本統計学会日本学術会議会員候補者選挙が公示されました。以下に本学会の会員候補者選定規則・内規、推薦人指名規則等を掲げますのでご参照下さい。なお、これらの規則、内規等は、昭和59年7月25日の評議員会で選出された5人の委員（駒澤勉、杉浦成昭、浜田文雅、藤井光昭、松田芳郎）から成る日本学術会議関係検討委員会が審議、作成したものをもとに、昭和59年11月17日の評議員会でさらに審議し、承認されたものです。

なお、日本学術会議会員選出制度については日本統計学会会報No.53（1987.10.15発行）をご参照下さい。

## 日本学術会議会員候補者選定規則

(趣旨)

第1条 日本統計学会（以下、「学会」という。）が選定する日本学術会議会員候補者（以下、「会員候補者」という。）の選出等は、この規則の定めるところによる。

(会員候補者)

第2条 会員候補者は、学会の正会員、名誉会員（以下「有権者」という。）の投票により、関連研究連絡委員会（以下、「研連」という。）ごとに選出するものとする。

(被選挙権者)

第3条 選挙における被選挙権者は、学会の正会員、名誉会員であって、日本国籍を有し、日本学術会議法第7条第V項及び第17条に定める資格を有する者とする。

(選挙管理委員)

第4条 評議員会は、選挙に関する事務を取扱うため、学会の正会員の中から選挙管理委員若干名を選出する。

(選挙公示)

第5条 選挙管理委員は、選挙に先立ち、会報等を通じ選挙の公示を行うものとする。

(選挙と決定)

第6条 選挙は別に定める日本学術会議会員候補者の選挙に関する内規により行い、会員候補者を選定する。

(協議)

第7条 第2条から第6条までの規定で定める方法により会員候補者を選定できない場合は、会長は理事長と協議して適切な処置を講ずるものとする。

(届出)

第8条 会長は会員候補者と選定した者について日本学術会議第19条に基づき届出るものとする。

## 日本学術会議会員候補者の選挙に関する内規

1. 日本学術会議会員候補者（以下、「会員候補者」という。）の選挙に際して、選挙管理委員は、日本学術会議会員候補者選定規則（以下、「選定規則」という。）第2条の有権者に対し、別に定める日本学術会議会員候補者の推薦に関する内規により作成した会員候補者参照名簿（以下、「参照名簿」という。）を提示するものとする。
2. 有権者は、参照名簿を参照し、選定規則第3条に定める被選挙権者の中から1の関連研究連絡委員会

(以下、「研連」という。)につき1人を限度として投票する。

3. 有権者は、その選択により、1又は2以上の研連に投票することができる。
4. 選挙管理委員は研連ごとに各得票者の得票数を集計し、各々の研連における最高得票数の者を学会が選定する会員候補者と決定する。ただし、この者が2人以上ある場合は、会長は理事長と協議してそれらの中から1人を会員候補者と決定する。

#### 日本学術会議会員候補者の推薦に関する内規

1. 日本学術会議会員候補者選定規則（以下、「選定規則」という。）第5条による選挙の公示があったときは、選定規則第2条の有権者は日本学術会議会員候補者（以下、「会員候補者」という。）としてふさわしいと思われる者を推薦することができる。
2. 推薦は次の区分により行なう。  
ただし、いずれの場合においても推薦を受ける者の了承を得るものとする。  
(区分) A. 10人以上の有権者の推薦による場合  
B. 評議員会が別に定めるところにより推薦する者若干名
3. 前項に定めるもののほか、学会の関連研究連絡協議会（以下、「研連」という。）を関連研究連絡委員会とする他の登録学術研究団体から、共同推薦等を目的として選挙管理委員に申し出があり、推薦を受ける者の了承が得られている場合には、その者を被推薦者として取扱うものとする（以下、「区分Cによる推薦」という。）。
4. 第2項および前項の推薦をする者は、選挙管理委員の定める日時までに次の書面を提出しなければならない。
  - (1) 区分A～Cに該当することを証明する書面
  - (2) 推薦を受ける者の承諾書
  - (3) 被推薦者が選定規則第3条に定める資格を有することを証明する書面
5. 選挙管理委員は、推薦に基づいて研連ごとに会員候補者参照名簿（以下、「参照名簿」という。）を作成する。  
その際、1人の被選挙権者が2以上の研連の被推薦者となっている場合は、選挙管理委員が書面によりその者の意向を確認した上で1の研連の「参照名簿」に掲載するものとする。
6. 「参照名簿」は、選定規則第6条の選挙に際して選挙管理委員により有権者に提示され、有権者の参照に供されるものとする。

## 日本学術会議推薦人指名規則

- 第1条 日本学術会議法第20条に基づき日本統計学会（以下、「学会」という。）が指名する推薦人の選出等は、この規則の定めるところによる。
- 第2条 日本学術会議が定める学会が指名できる推薦人の数の各関連研究連絡委員会への配分数は、会長が理事長と協議して定める。
- 第3条 推薦人の指名は、学会の正会員、名誉会員のなかから会長が理事長と協議して定める。その結果を評議員会に報告するとともに会報等により学会会員にも報告するものとする。

参考：日本学術会議法（抜粋）

- 第7条 日本学術会議は、210人の日本学術会議会員（以下「会員」という。）をもって、これを組織する。
- Ⅱ 会員は、第22条の規定による推薦に基づいて、内閣総理大臣がこれを任命する。
  - Ⅲ 会員の任期は、3年とする。ただし、補欠の会員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - Ⅳ 会員は、再任されることができる。
  - Ⅴ 会員は、通じて9年を越えて存在することができない。ただし、任期の途中において9年に達したときは、その任期の終了するまでの間在任することができる。
  - Ⅵ 会員には、別に定める手当を支給する。
  - Ⅶ 会員は、国会議員を兼ねることを妨げない。
- 第17条 会員となることができる者は、その専門とする科学又は技術の分野において5年以上の研究歴を有し、該当分野における優れた研究又は業績がある科学者でなければならない。
- 第19条 登録学術研究団体は、法令で定めるところにより、その構成員である科学者のうちから会員の候補者を選定し、日本学術会議に、届け出ることができる。
- Ⅱ 前項の規定による会員の候補者の届出は、書面により、研究論文、業績報告その他該当候補者が会員となる資格を有する者であることを証明する資料を添付して、これをしなければならない。
- 第20条 登録学術研究団体は、法令で定めるところにより、その構成員である科学者のうちから会員の推薦に当る者（以下「推薦人」という。）を指名し、日本学術会議に届け出ることができる。